

高知憲法速報

№115の1 2007. 6. 1
 発行：高知憲法会議事務局
 088-872-3406
 編集人 事務局 徳弘嘉孝

改憲手続き法成立・・・改憲許さぬ決意を

5月14日参議院で改憲手続き法が可決成立しました。次の国会では憲法審査会が設置され改憲論議が活発になります。どんな宣伝や攻撃にも負けない運動を構築しなければなりません。国民的な批判の中で、18項目もの付帯決議が付きましました。法律の審議が不充分だったことを物語っています。国会論議の中身も学びつつ監視と取り組みを強めたいものです。

*日本国憲法の改正手続きに関する法律案に対する 附帯決議 平成19年5月11日 参議院特別委員会

1. 国民投票の対象・範囲については、憲法審査会において、その意義及び必要性の有無等について十分な検討を加え、適切な措置を講じるように努めること。

1. 成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、本法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めること。

1. 憲法改正原案の発議に当り、内容に関する関連性の判断は、その判断基準を明らかにするとともに、外部有識者の意見も踏まえ、適切かつ慎重に行うこと。

1. 国民投票の期日に関する議決について両院の議決の不一致が生じた場合の調整について必要な措置を講じること。

1. 国会による発議の公示と中央選挙管理会による投票期日の告示は、同日の官報により実施できるよう努めること。

1. 低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること。

1. 在外投票については、投票の機会が十分に保障されるよう、万全の措置を講じること。

1. 国民投票広報協議会の運営に際しては、要旨の作成、賛成意見、反対意見の集約に当り、外部有識者の知見等を活用し、客観性、正確性、中立性、公正性が確保されるように十分に留意すること。

1. 国民投票広報は、発議後可能な限り早期に投票権者の元に確実に届くように配慮するとともに、国民の情報入手手段が多様化されている実態にかんがみ、公式サイトを設置するなど周知手段を工夫すること。

1. 国民投票の結果告示においては、棄権の意思が明確に表示されるよう、白票の数も明示するものとする。

1. 公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう特に慎重な運用を図るとも

署名集約状況 6/1現在

会員団体名	署名目標	到達
県労連	20,000	3,976
県教組		1,133
高教組	10,000	221
私学教組		30
自治労連		1,778
県国公		2,145
福祉保育労	3,000	70
平和委員会	5,000	702
民青同盟		
新婦人	20,000	14,055
商工団体連合会	15,000	16,494
自由法曹団		
地域人権連		
高退協		100
治維同盟		
梅原憲作		
共産党県委員会	40,000	2,454
医労連		77
民医連		12,502
学習協		
山下道子法律事務所		
退教協		750
退婦教		3,340
農民組合		
その他		732
街頭署名		3,789
小計		64,348
母連		11,449
うち重複集約(報告)分		9,269
有権者過半数目標/到達合計	331,000	66,528
こうち九条の会街頭署名		4,953

に、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること。

1. 罰則について、構成要件の明確化を図るなどの観点から検討を加え、必要な法制上の措置も含めて検討すること。

1. テレビ・ラジオの有料広告規制については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重するとともに、本法施行までに必要な検討を加えること。

1. 罰則の適用に当たっては、公職選挙運動の規制との峻別に留意するとともに、国民の憲法改正に関する意見表明・運動等が萎縮し制約されることのないよう慎重に運用すること。

以下次号

高知憲法速報

№115の2 2007. 6. 1
 発行：高知憲法会議事務局
 088-872-3406
 編集人 事務局 徳弘嘉孝

(憲法速報115の1の続き)

* 日本国憲法の改正手続きに関する法律案に対する 附帯決議 平成19年5月11日 参議院特別委員会

1. 憲法審査会においては、いわゆる凍結期間である三年間は、憲法調査会報告書で指摘された課題等について十分な調査を行うこと。

1. 憲法審査会における審査手続及び運営については、憲法改正原案の重要性にかんがみ、定足数や議決要件等を定めるとともに、その審議に当たっては、少数会派にも十分配慮すること。

1. 憲法改正の重要性にかんがみ、憲法審査会においては、国民への情報提供に努め、また、国民の意見を反映するよう、公聴会の実施、請願審査の充実等に努めること。

1. 合同審査会の開催に当たっては、衆参各院の独立性、自主性にかんがみ、各院の意思を十分尊重すること。

右決議する。

改憲手続き法反対闘争本部・総括の会 6日

高知県での運動は改憲手続き法反対闘争本部を設置して取り組みました。昼休み集会6回、宣伝カーによる宣伝、プラスター宣伝、街頭宣伝署名、学習会、議員への要請行動、メール・FAX・ハガキ・投書、ニュース発行などの運動を行いました。一斉地方選挙で十分に集中できなかったことや短時日の取り組みであったことなどで、全県下に広げる点が不十分でした。運動の教訓を確認し今後の取り組みについて検討します。

日時；6月6日(水)午後2時から4時

場所；高知城ホール3階 県教組会議室

闘争本部の会終了後引き続き憲法会議の役員会を開いて憲法会議としての取り組みについて議論します。

5月3日憲法集会 626名の大盛会 「輝け日本国憲法！憲法施行60周年県民のつとめ許すな国民投票法一」

今年の集会は高知憲法会議主催、こうち九条の会協賛で取り組みました。緊迫した国会情勢を反映して、予想を大きく上回る626名もの参加者となりました。グリーンホール内に入りきれず、立ち見やロビーで聞く人が出ました。資料も不足し、「次はもっと広い会場に」という要望が出されました。

署名集約状況 6/1現在

会員団体名	署名目標	到達
県労連	20,000	3,976
県教組		1,133
高教組	10,000	221
私学教組		30
自治労連		1,778
県国公		2,145
福祉保育労	3,000	70
平和委員会	5,000	702
民青同盟		
新婦人	20,000	14,055
商工団体連合会	15,000	16,494
自由法曹団		
地域人権連		
高退協		100
治維同盟		
梅原憲作		
共産党県委員会	40,000	2,454
医労連		77
民医連		12,502
学習協		
山下道子法律事務所		
退教協		750
退婦教		3,340
農民組合		
その他		732
街頭署名		3,789
小計		64,348
母連		11,449
うち重複集約(報告)分		9,269
有権者過半数目標/到達合計	331,000	66,528
こうち九条の会街頭署名		4,953

司会は浜川百合子さん。土田嘉平代表委員が開会挨拶。三上満先生が「世界と未来からの預かりもの一憲法」と題して講演、広がりや深さのある話で聴衆に大きな感動を与えました。特別出演の「佐喜浜にわか」は方言を生かした即興寸劇で会場が笑いに包まれました。会場から春名なおあき元衆議院議員が国会情勢を報告。国松勝代表委員が開会挨拶をしました。全体として、憲法を守る決意のみなぎる集会になりました。現在記録のDVDを準備中です。感想アンケートのまとめを添付します。

街頭宣伝署名 6月2日(土)は午後1時から行います。6月9日(土)は実施しません。